

請 書 (印刷物製造用)

収 入
印 紙

1 印刷物の品名等

品 名	規格・品質	単位	数量	単 価	金 額
消費税及び地方消費税					
合 計					

2 請負代金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

3 契約保証金

4 納入場所

5 納入期限 令和 年 月 日 まで

上記の印刷物について、次の条項によりお請けします。

令和 年 月 日

_____ 殿

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

※ 宛先は宮城県庁内であれば「宮城県知事 村井 嘉浩」，地方公所であれば地方公所長名を記載してください。

- 1 受注者は、仕様書に基づき、頭書の請負代金額で頭書の履行期間内に頭書の印刷物の製造を完了し、完了後は成果物を宮城県（以下「発注者」という。）に引き渡し、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。
- 2 受注者は、発注者から契約保証金を免除されない場合は、この請書の提出と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託する。）
- 3 受注者は、発注者の承諾を得ないで、印刷物の製造の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また同様に、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 4 受注者は、印刷物の製造を完了したときは、その旨を発注者に通知し、発注者は、通知を受けた日から10日以内に印刷物の製造の完了を確認するための検査を行うものとする。
- 5 発注者は、完了検査により印刷物の製造の完了を確認し、受注者から成果物の引渡しがあったときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けるものとする。
- 6 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に印刷物を引渡しできない場合においては、受注者はその理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。この場合において、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができるものとし、その損害金の額は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額とする。
- 7 請負代金額は、検査合格後、受注者から請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- 8 発注者がその責めに帰すべき事由により請負代金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 9 受注者は、成果物の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、引渡しの日から1年以内は、発注者に対して契約不適合の修補、損害賠償、又は代金減額の責めを負うものとする。
- 10 発注者は、受注者の債務不履行、不正な行為又は解除の申出があったときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、一部完成した部分については発注者の所有とすることができるものとし、当該部分に対する請負代金額相当額を支払うものとする。
- 11 受注者が、この契約に基づく損害又は違約金（以下「違約金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、これを請負代金額と相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 12 発注者は、前項の規定により違約金等の追徴をする場合には、受注者から当該追徴の額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。
- 13 発注者は、印刷物の製造が完了するまでの間は、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において、契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害賠償を請求することができる。
- 14 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。